

登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、当該業務に関して、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの企画提案を受け、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を特定することを目的として、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務背景・目的

登別市（以下「本市」という。）の地域公共交通を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、交通手段の自家用車依存の高まりなど社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な乗務員不足及び乗務員の高齢化など、極めて厳しい状況にあり、地域公共交通を維持・確保していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、市民、各種団体、企業等、地域全体が課題をあらためて認識するとともに、地域一体となって利用促進等に取り組むことが必要である。

このような背景のもと、本市における今後の少子高齢化の進展を見据え、より良い公共交通施策の展開に向けて、JR、路線バス、タクシーなど既存交通手段に加え、新たな交通手段の可能性も含めた総合的な交通体系を構築するとともに、市民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指すことを目的として、「登別市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）を策定し、令和4年度から令和8年度までを計画期間として取組を進めてきたところである。

しかしながら、現計画の策定以降も、人口減少や少子高齢化の進展に伴う路線バスの利用者の減少や路線の減便・廃止、バス事業者等における乗務員不足はますます深刻化しており、現在の公共交通サービスを維持・確保すること自体が喫緊の課題となっている。このことは、市民の通院、買い物、通学などの日常生活に必要不可欠な移動の手段を奪うことになりかねず、地域社会の変容、ひいては衰退を招くことが強く危惧される状況である。

このような状況を踏まえ、本業務では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の枠組みと市内の輸送資源を最大限活用しながら、現計画の基本理念である地域住民をはじめ、観光客等本市への訪問者など誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通を実現するため、令和8年度で計画期間の満了を迎える現計画の評価及び見直しを行い、地域の人口動態と公共交通の実態・ニーズ等を総合的に分析し、各地域の特性にあった具体的な移動手段の提案を盛り込むなど現計画を改訂する。

3 業務概要

(1) 委託等名

登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、この仕様書は標準として示したものであり、参加者の独自提案内容を制限するものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日(月)まで

(4) 業務に要する費用

提案上限額 15,125,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(5) 支払い方法

業務完了後の一括払いとする。

委託料は、受注者からの請求をもって支払いを行うものとし、本市は、適法な請求を受理した後、30日以内に支払うものとする。

4 選定方法

本業務については、地域公共交通に係る専門的知見が必要であり、価格だけの比較では本市にとって最適な計画改訂を遂行する事業者を特定することができず、事業者体制、費用対効果、企画提案、プレゼンテーション等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(1) 最優秀者(受注候補者)審査の概要

ア 名称 登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)

イ 方式 公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 審査の方法

提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)は、審査における各委員の評価点のうち、参加者ごとに最高得点と最低得点の委員各1名の点数を除外したうえで、残りの委員の点数を合計した合計得点が最も高い者を最優秀者(受注候補者)として選定する。

(3) 受注候補者選定のスケジュール

次のとおりとする。なお、各日程は都合により変更する場合がある。

内容	日程
①実施要領等の公表	令和8年3月3日(火)
②質問受付期間	令和8年3月4日(水)から 令和8年3月12日(木)まで
③質問回答期日	受付日～令和8年3月16日(月)
④参加申込書等の提出期限	令和8年3月23日(月)
⑤審査日程の通知	令和8年3月25日(水)
⑥審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年3月31日(火)
⑦審査結果の通知	令和8年4月6日(月)

⑧審査結果の公表	令和8年4月8日（水）
⑨契約予定時期	令和8年4月以降

(4) 年度開始前準備行為

本プロポーザルは、本市令和8年度当初予算の成立を前提に行う年度開始前の事前準備手続きであり、本業務における予算が成立した場合には、当該受注候補者と令和8年4月以降に契約を締結するものとする。

なお、本業務における予算が成立しなかった場合は契約は締結しないものとする。この場合、本プロポーザル等に要した準備行為も含むすべての費用、提供した知見の対価等については、本市は一切補償しない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすものとする。

なお、公募開始から審査結果の通知日までの間において、各要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には失格とする。

(1) 企業に関する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者ではないこと。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをしている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。

オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者でないこと。

カ 登別市競争入札等参加資格有資格者名簿において、「委託等」に登録されていること、又は企画提案書等の提出日までに登録を得る見込みであること。

キ 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年訓令第5号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間が存在しないこと。

ク 消費税・地方消費税及び市区町村税に未納の税額がないこと。

(2) 実績に関する事項

過去5年以内（令和2年4月1日以降）に本市と同規模またはそれ以上の規模の市区町村（市区町村が主体となった協議会を含む。）が発注した地域公共交通計画策定業務の履行実績を持つものであり、地域公共交通計画に関し豊富な知識を有していること。

6 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 理事者、委員会委員又は担当グループ職員に助言を求めることや不正な接触を行った場合（8による質問書の提出を除く。）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時に、参加申込書等の提出事業者以外の第三者が出席した場合
- (5) その他本実施要領等に違反するなど市長が不適格と認めた場合

7 参加申込書等の交付場所及び交付方法等

(1) 交付場所及び交付方法

登別市公式ウェブサイトから直接ダウンロードする方法による。

URL : <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2026011600068/>

(2) 交付期間 令和8年3月3日（火）から

8 参加申込書等に関する質問書の提出手続き等

参加申込書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

参加申込書等質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

参加申込書等質問フォームアドレス : <https://logoform.jp/form/szZL/1407265>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。



(2) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時00分

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年3月16日（月）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

9 参加申込書等の提出手続き等

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出方法

参加申込書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

参加申込書等提出フォームアドレス : <https://logoform.jp/form/szZL/1407316>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。



(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）17時00分まで

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（別記様式第1号）
- イ 会社概要書（別記様式第2号）
- ウ 法人の業務実績概要（別記様式第3号）
- エ 誓約書（別記様式第4号）
- オ 企画提案書（表紙）（別記様式第6号）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ 参考見積書（任意様式）
- ク 業務実施体制（別記様式第7号）

(4) 参加資格に係る書類

本実施要領の「5 参加資格」を証明する以下の書類を添付すること

- ア （登別市以外の）市区町村の納税証明書
- イ 消費税及び地方消費税の納税証明書

(5) 参加申込書等の作成及び提出上の注意事項

- ア 参加申込書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- イ 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、令和8年3月24日（火）17時00分までに、理由を付した辞退届（別記様式第5号）を電子メールにより担当グループまで提出すること。

(6) 企画提案書等の作成要領

別添仕様書に基づき、次の項目について提案すること。提案にあたっては、項目ごとに検討内容及び手法について具体的に記述すること。

- ア 本市の現状についての基本認識（本市の現行の地域公共交通計画の内容及び本市の地勢、土地利用、人口、都市施設等のほか、住民や観光客等の移動の状況について、可能な限り現地を確認したうえで記述すること。（市内だけでなく市外など広域移動を含む。））
- イ 本市住民等の移動における課題及び解決策の仮説
- ウ 国土交通省が公表する地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」（最新版）及び地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を踏まえた本業務の実施方針
- エ 具体的な作業内容及び作業工程
（事業者独自の専門的知見、ノウハウ等を活かした自由提案も含む）
- オ 法定協議会等の運営における支援内容
- カ 業務実施体制
- キ 法人の業務実績

(7) 企画提案書等記入上の注意事項

- ア 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- イ 本事業の提案にあたっては、事業者独自の専門的知見やノウハウ等を活かした自由提案も含めた取組み内容（取得するデータの内容や調査・分析の手法、検証方法、計画への反映方法）などについては、本市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。

- と。
- ウ 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
 - エ 枚数に制限は設けないが、企画提案書は提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること
 - オ ページの通し番号を付すこと。ただし、表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
 - カ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
 - キ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - ク 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
 - ケ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ11pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。
 - コ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
 - サ 表紙をつけ、表題を記載すること。
 - シ その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

10 審査

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア プレゼンテーションは、非公開で行う。
- イ プレゼンテーションは参加者ごとに行い、持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。
- ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- エ 参加者から委員会への質問は一切認めない。
- オ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは参加者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
※ プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
- カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、2名以内とする。
- キ 説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- ク 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ケ プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。

(2) 実施日及び場所

- ア 実施日
令和8年3月31日（火）

イ 場所

登別市役所本庁舎（登別市中央町6丁目11番地）

(3) 評価基準

委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、企画提案書等の評価項目及び評価基準（別表第1）に基づき、各委員100点満点で採点する。

(4) 最優秀者（受注候補者）の選定

委員会は、審査における各委員の評価点のうち、参加者ごとに最高得点と最低得点の委員各1名の点数を除外したうえで、残りの委員の点数を合計した合計得点が最も高い者を最優秀者（受注候補者）に選定する。この場合において、合計得点が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。なお、参加者が1者の場合でも審査することとし、合計得点の平均点が60点を超える場合に最優秀者（受注候補者）に選定する。

(5) 結果の公表及び通知

受注候補者を選定したときは、令和8年4月6日（月）までに参加者全員に対し、審査結果を通知するとともに、令和8年4月8日（水）までにその結果を公表する。なお、受注候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

(6) プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

ア 談合情報などの不正入札行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

11 契約に関する基本事項

(1) 委託等名

登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託

(2) 契約の締結

発注者は、提案内容を踏まえ、受注候補者と協議を行い、仕様書の変更を行うことができるものとする。その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約により契約を締結する。

また、受注候補者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合に、次点者と契約を締結することができる。

ア 交渉が不調に終わった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

ウ 企画提案時の参考見積書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合

エ その他の理由により契約ができなかった場合

(3) 契約保証金

登別市契約事務規則（昭和 63 年規則第 19 号）第 36 条から第 38 条までの規定による。

- (4) 契約書作成の要否
要する。

12 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、担当グループとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びに審査の参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 最優秀者（受注候補者）の提出書類は、公表する場合がある。
- (5) 提出書類は、参加者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等及び委託業務により作成した成果物、当該成果物に係る著作権は市に帰属する。
- (8) 市は、参加者から提出された企画提案書等について、登別市情報公開条例（平成 18 年条例第 34 号）の規定による請求に基づき、公開することがある。
- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (10) 本プロポーザルについて、参加者が 1 者の場合であっても、委員会において企画提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (11) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

13 年度開始前準備行為

本プロポーザルは、本市令和 8 年度当初予算の成立を前提に行う年度開始前の事前準備手続きであり、本業務における予算が成立した場合には、当該受注候補者と令和 8 年 4 月以降に契約を締結するものとする。

なお、本業務における予算が成立しなかった場合は契約は締結しないものとする。この場合、本プロポーザル等に要した準備行為も含むすべての費用、提供した知見の対価等については、本市は一切補償しない。

14 担当グループ

登別市市民生活部市民協働グループ

住 所：〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電 話：0143-85-2139

E-mail：kyodo@city.noboribetsu.lg.jp

別表第1

企画提案書等の評価項目及び評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1. 企画提案に関すること (60点)	本市の現状についての基本認識	現行の登別市地域公共交通計画の内容及び本市における交通状況の現状を十分に把握し、本市が抱える交通課題を分析したうえでの改訂業務となっているか。	20
	本市住民等の移動における課題及び解決策の仮説	本市の公共交通の現状について理解したうえでの課題及び解決策の着眼点の優劣、妥当性はいかがか。	20
	国土交通省が公表する地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」(最新版)及び地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を踏まえた本業務の実施方針	国土交通省が公表する地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」(最新版)及び地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を踏まえたうえで、計画改訂から公共交通施策の実施までを見据えた本業務の実施方針となっているか。	20
2. 業務遂行能力に関すること (40点)	具体的な作業内容及び作業工程	仕様書に基づく業務内容について、取得するデータの内容や調査手法、検証方法、地域公共交通計画への反映方法は適切か。事業者独自の専門的知見、ノウハウ等を活かした具体的な作業内容に落とし込んでいるか。作業工程が適切かつ効果的、現実的なものであるか。	20
	法人の業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか。	15
	業務実施体制	業務遂行に妥当な組織編制、人員配置となっており、迅速かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。	5